

【手帳の交付】

1、身体障害者手帳

身体障がい者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。該当の有無はかかりつけ医へ相談してください。手帳の申請・変更の届出等は、下記の窓口で受付。

【対象者】

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫などに障害がある方

【必要書類等】

- ・本人の顔写真 1 枚（たて 4 センチ×よこ 3 センチ）
- ・県知事の指定を受けた医師の診断書（紛失等による再発行の場合は不要）
- ・個人番号カードまたは通知カード

【相談窓口】

健康福祉部（総合保健福祉センター内）☎38-7102

県身体障害者更生相談所 ☎086-235-4065

ポイント

- ・身体障害者手帳の該当になる？ならない？の判断は、主治医に相談してください。
- ・補装具、日常生活用具給付の給付、医療の助成など福祉サービスを利用とする際は、手帳の所持が条件になる場合があります。
- ・障害の区分は、6級～1級まであります。

2、療育手帳

知的障がい者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

津山児童相談所等で判定を受けてから、町に申請してください。

【対象者】

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された方

【必要書類等】

- ・本人の顔写真 1 枚（たて 4 センチ×よこ 3 センチ）
- ・個人番号カードまたは通知カード

【相談窓口】

健康福祉部（総合保健福祉センター内）☎38-7102

岡山県知的障害者更生相談所津山支所（津山児童相談所内）☎ 23-5131

ポイント

- ・療育手帳の該当になる？ならない？の相談は 津山児童相談所で判定を受けてください。 ＊判定は、事前予約が必要です。
- ・療育手帳は「A」（重度）と「B」（軽度から中度）の2つがあります。
有効期限があるものが多いので、更新時期には気をつけましょう。

3、精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です
申請・変更の届出等については、下記の窓口で受付いたします。

【対象者】

統合失調症、うつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる中毒・依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）、その他精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

【必要書類等】

- ・診断書（手帳用）または年金証書（障害年金）等（紛失等による再発行の場合は不要）
- ・本人の顔写真（縦 4 センチ×横 3 センチ）
- ・個人番号カードまたは通知カード

【相談窓口】 健康福祉部（総合保健福祉センター内） ☎38-7102

岡山県精神保健福祉センター ☎086-272-4151

ポイント

- ・障害年金の受給している方は「年金 1 級」→「手帳 1 級」、「年金 2 級」→「手帳 2 級」に該当しますので、診断書の提出は不要です。
- ・この手帳は障害の程度によって 1～3 級まであります。2 年ごとの更新となりますので、更新時期には気をつけましょう。

【ヘルプマーク・ヘルプカードの交付】

ヘルプマークとは…

援助や配慮が必要な方【※】が、手荷物などにつけて周囲の者に援助等の提供を求めている事を伝えるマークです。

【※義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方】



ヘルプカードとは…

カードに必要な情報を記載して携帯し、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に支援を求めるものです。

特に聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障がい者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。



【相談窓口】

1. 障がい者（児）相談支援事業

勝田郡地域生活支援センター虹

～みなさんと地域の架け橋となるようサポートします～

地域で生活している障がいのある方、およびその家族を対象に、様々な悩みや困りごとについての相談をお受けします。

また、日中活動の場・仲間作りの場としても施設を利用できますので、お気軽にご相談ください。精神保健福祉士・相談員等の専門職員が対応します。

★開所日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

★開所時間 午前8時30分～午後5時15分

〒709-4311 勝央町岡1338 （勝間田高校横 旧保健所跡地）

☎0868-38-0161（電話での相談もお受けします）

2. 勝央町役場

健康福祉部（勝央町総合保健福祉センター内）

自立支援医療（更生医療・精神通院等）・特別児童扶養手当・心身障害児扶養者報償金・各種手帳・福祉用具の給付・住宅改修などの障害福祉サービス全般の相談や申請受付窓口

〒709-4334 勝央町平242-1 ☎0868-38-7102

税務住民部

児童手当・重度心身障害者医療費・障害者年金・軽自動車税免除などの申請受付

勝央町役場 本庁1階

〒709-4316 勝央町勝間田201 ☎0868-38-3115

3. 勝央町社会福祉協議会（勝央町総合保健福祉センター内 裏口）

ファミリー・サポート・センター、日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付制度

〒709-4334 勝央町平242-1 ☎0868-38-2160

4. 親の会・当事者団体

* 勝央町身体障害者福祉協会 * * * * *

勝央町身体障害者福祉協会は、勝央町内に在住の身体障害者手帳の交付を受けた方の団体です。研修会をはじめ、身体障害者福祉向上のための各種事業に取り組んでいます。

・協会費（年）1,000円

勝央町身体障害者福祉協会事務局（勝央町社会福祉協議会内） ☎0868-38-2160

*** 勝央町 子供の発達に不安を抱える親の会「スマイル」 * * * * ***

同じ悩みを持つ親が、一人で悩みを抱えず話ができる居場所で、親同士で情報交換や子供たちの自立のための勉強会をしています。

○事務局

健康福祉部 こども未来室（総合保健福祉センター内） ☎0868-38-1192

5. 障害者相談員

町内にお住いの相談員さんが、障がいについての相談を受付けています。

相談員事務局 健康福祉部（総合保健福祉センター内） ☎0868-38-7102

- ・身体障害者相談員 植月 弘
- ・身体障害者相談員 板倉 保恵
- ・知的障害者相談員 水島 裕美
- ・知的障害者相談員 中山 隆

6. 勝英地域自立支援協議会

障がいがあっても地域で安心して暮らせるように勝央町・美作市・奈義町・西粟倉村でつくる障がいをもつ当事者や家族、支援団体（事業所、各種関係機関）で作る組織です。「ぐんぐん育てよう部会（子ども部会）」、「地域生活サポート部会（おとな部会）」、「元気になろうや部会」などがあります。

障がい児をもつ親や支援団体との交流を定期的に計画・実施したり、視察研修や研修会など幅広く活動しています。

*** 岡 山 県 * * * * ***

1. 岡山県身体障害者更生相談所

身体障害者手帳の交付、補装具・自立支援医療（更生医療）の支給判定

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 ☎086-235-4577

2. 岡山県精神保健福祉センター

精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）の認定

〒703-8278 岡山市北区厚生町3-3-1 ☎086-201-0441

3. 津山児童相談所（岡山県知的障害者更生相談所津山支所）

18 歳未満の方の各種相談、療育手帳の判定

〒708-0004 津山市山北 288-1 ☎0868-23-5131

4. 美作保健所勝英支所

健康生活・精神保健などに関する相談、難病の医療費助成制度の申請受付

〒707-8585 美作市入田 291-2 ☎0868-73-4054

5. 美作県民局税務課

自動車税免除の申請を受け付けています。

〒708-8506 津山市山下 53 ☎0868-23-1272

【障がい者（児）への年金・手当】

*障がい者（20歳以上）*****

1. 障害基礎年金

障害基礎年金は、傷病により初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（初診日）において、その日から起算して 1 年 6 ヶ月を経過した日（障害認定日）に障害等級の 1 級又は 2 級に該当したとき、又は障害認定日に障害等級の 1 級又は 2 級に該当しなかった人が、65 歳に達する日の前日までに障害等級に該当し、請求を行ったとき、その障害の程度に応じて支給されます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が保険者期間の3分の2未満であるときは支給されません。

【対象者】

- (1) 国民年金の被保険者の方
(2) 国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満の方

【支給額】

種 類	支 給 年 額	備 考
1 級	1, 020, 000円 + 子の加算額*	昭和31年4月2日以後生
	1, 017, 125円 + 子の加算額*	昭和31年4月1日以前生
2 級	816, 000円 + 子の加算額*	昭和31年4月2日以後生
	813, 700円 + 子の加算額*	昭和31年4月1日以前生

*子の加算額：2人まで 1人につき234,800円／3人目以降 1人につき78,300円

【相談窓口】勝央町役場 税務住民部 ☎ 38-3115

2. 特別障害者手当

【対象者】

20 歳以上で重度（身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A）の心身障害を重複して有する方
又はこれに準ずる程度の障害を有する方で、常時介護を必要とする方

【支給額】

- ・月額 28,840円
(毎年 4 月に、前年の消費者物価変動率に応じて手当額の変更あり)
※所得制限あり。

【相談窓口】 健康福祉部（総合保健福祉センター内） ☎38-7102



3. 勝央町特定疾患闘病者激励金支給事業

特定疾患闘病者及び人工透析患者の方に対し、激励金を支給しています。

【対象者】

毎年12月1日（以下「基準日」とする。）に次の全ての条件を満たす方

（１）基準日以前に1年以上町内に居住している方

（２）次に掲げるいずれかの方

- ①岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱により特定疾患治療研究事業の認定を受け、かつ、治療中の方
- ②難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項に基づく支給認定を受け、かつ、治療中の方
- ③岡山県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領により認定を受け、かつ、治療中の児童等の保護者の方
- ④腎不全等により人工透析を週1回以上受けている方

（３）前年の町民税所得割が非課税世帯の方

（４）申請者及びその世帯員の中に、町税（使用料・徴収金を含む）の未納がない方

【支給金額】

- ・年額 60,000 円

（上記の条件に当てはまる方に限る。ただし、中途認定の方は月割計算により算出した額とする。）

【相談窓口】 健康福祉部（総合保健福祉センター内） ☎38-7102

4. 勝央町心身障害者等長期介護者報償金支給事業

常時介護を要する心身障がい者（ねたきり老人及び認知症高齢者を含む。）の介護者に対し、報償金を支給しています。

【対象者】

申請時、引き続き1年以上勝央町内に居住し、次のいずれかに該当する方

（１）障がい等の程度が重度で、自ら日常生活能力に欠け、他の者の介護を常時必要とする障がい者を引き続き6ヵ月以上介護している方（施設入所者は除く。）

（２）介護保険法に基づく訪問調査により、第1次判定の介護度1から介護度5までに認定された者を常時在宅で介護している方

【支給金額】

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・介護度1. 2. 3相当に該当する方 | 年額 60,000円 |
| ・要介護4. 5 相当に該当する方 | 年額 100,000円 |

※介護保険法による在宅サービス及び支援費を利用していないときは、全額支給。

※介護保険の在宅サービスを利用中で、支給限度額（介護保険の限度額に準ずる）の1/2以内の利用のときは、半額支給。

※支給限度額の1/2以上利用のときは、支給対象外。

【相談窓口】 健康福祉部（総合保健福祉センター内） ☎38-7102

＊ ＊コラム＊ ＊

～障がいをもつ子どものご家族さまへ～

1. 積極的に親の会などの集まりに参加して情報を集めましょう。

インターネットで調べる事にも限界があり、住んでいる地域によって利用できるサービスは様々です。わが子にとってどんなサービスが適しているのか…。わからない事が多いと思います。

親の会「スマイル」や「ほっこりほっとカフェ」に覗いてみましょう。
自分と同じ思いをもつ親の方と出会えると思います。

2. 未就園児対象の「児童発達支援サービス」、小中高校生まで利用できる「放課後等デイサービス」など、近隣で利用できる療育サービスが増えています。

勝央町内外ともに療育機関が増えています。療育に対する思いや、目指す方向性や大切にしていきたい事はそれぞれ違います。

どのようなサービスがあるのか…わが子に適しているサービスは何か…

また、事業所の定員に空きがあるのか…など、自分で調べることは、なかなか大変です。

そんな時は… **相談支援事業所** を利用しましょう！

悩みごと、困っていることがあれば、気軽に相談し、必要な障害福祉サービスにつなげてくれます。

相談員がお子さんに必要なサービス計画を作成し、定期的に訪問（モニタリング）します。（無料）

就学等の節目の際に、迷いや悩みはつきものです。

ひとりで抱え込まずに相談してみましょう。

【障害者の医療】

1. 心身障害者医療費公費負担制度

心身障害者が必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を補助することによって心身障害者の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とします。

（対象者）

（１）重度身体障害者（身体障害者手帳 1. 2 級）の方

（２）重度知的障害者（療育手帳 A）の方

（３）中度の知的障害者（療育手帳 B）で、かつ身体障害者（身体障害者手帳 3 級）の方
ただし、上記の（１）～（３）に該当する方のうち、65 歳以上で新たに該当した方は、

対象外

※対象者とその世帯員に所得制限あり。

（相談窓口）

税務住民部（38-3115）

2. 後期高齢者医療制度

75 歳以上の高齢者が対象の医療制度ですが、一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方は申請し、認定されれば制度の対象となります。

（対象者）

（１）75 歳以上の方

（２）65 歳以上 75 歳未満で、以下のいずれかの方

①身体障害者（身体障害者手帳 1 級から 3 級、4 級の一部）の方

（音声、言語に関する障害／下肢に関する障害の一部）

②重度知的障害者（療育手帳 A）の方

③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の 1. 2 級）の方

④国民年金法等における障害年金受給者（1. 2 級）の方

（利用者負担）

1 割（一般Ⅰ・低所得者）、2 割（一般Ⅱ）、3 割（現役並み所得者）

（相談窓口）

税務住民部（38-3115）

3. 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。（原則1割の自己負担となります。所得に応じて負担上限設定）

*自立支援医療（精神通院）*****

精神通院に係る医療費（診療代、薬代、精神科訪問看護、精神科デイケア等）が対象です。

注意！！入院医療費、風邪などの精神疾患・精神障害と関係のない疾患の医療費は対象外

（対象者）

統合失調症、躁うつ病・うつ病などの気分障害、不安障害、薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、強迫性人格障害などの精神病質、てんかん

（必要書類）

診断書（所定のもの。更新の場合は2年に1回の提出）

健康保険証の写し

所得確認書類（年金証書の写し、通帳の写し等）

受診者と同一保険加入者の個人番号のわかるもの

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

*自立支援医療（更生医療）*****

身体の障害を軽減したり、機能を回復したりするための医療費の助成です。

（対象者）

18歳以上で、身体障害者手帳所持者

（主な対象医療）

心臓ペースメーカー植込術、人工透析療法、人工関節置換術、視覚障害（白内障等の手術）など

*指定医療機関での施術が対象

（必要書類）

身体障害者手帳（お持ちの方のみ）

医師意見書

健康保険証の写し

特定疾病療養受領証の写し（人工透析の場合）

受診者と同一保険加入者の個人番号のわかるもの

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

【障がい者（児）の用具の給付】

1. 障害者等日常生活用具給付等事業

障がい者及び障がい児（難病患者等も含む）（「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行い、福祉の増進を図ります。

（対象者）

別表１の「対象者」欄に掲げる障がい者等で、町長が真に必要と認めた方

ただし、障がい者等の世帯員のうち、最多納税者の前年度町民税所得割額が 46 万円以上のときは、対象外。貸与の対象者は、町民税所得割非課税世帯に属する方

（用具）

主な用具と詳細については、別表１のとおり。難病患者等については別表２のとおり。

（利用者負担）

給付は原則 1 割負担。貸与は無償。

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

【別表１】

種目		障害者	障害児	対象者(障害児及び障害者)	性能等
介護・訓練支援用具	特殊寝台★	○		下肢または体幹機能障害 2 級以上。	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
	特殊マット★	○	○	下肢または体幹機能障害 1 級以上。 (常時、介護を要する障害児・者に限る。)	床擦れの防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。
	特殊尿器★	○	○	下肢または体幹機能障害 1 級。 (常時、介護を要する障害児・者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者または介護者が容易に使用し得るもの。
	入浴担架	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。 (入浴に当たって、家族等他人の介護を要する障害児・者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体位変換器★	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。 (下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する障害児・者に限る。)	介護者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	移動用リフト★	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。(住宅改修は対象外)
	訓練いす		○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。	原則として附属のテーブルを付けるもの。
	訓練用ベット		○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。

自立生活支援用具	入浴補助用具★	○	○	下肢または体幹機能障害児・者であって、入浴に介護を必要とする者。	入浴時の移動・座位の保持・浴槽への入水等を補助でき、障害児・者または介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	便器(便器用手すりを含む)★	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上。	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を除く。
	頭部保護帽	○	○	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害児・者。療育手帳 A で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害児・者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
	歩行補助つえ(一本杖)★	○	○	下肢または平衡及び体幹機能障害 2 級以上の障害児・者。	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、折りたたみ式を除く。
	移動・移乗支援用具 (★介護保険用具)	○	○	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介護を必要とする者。	おおむね、次のような性能を有する手すり・スロープ等であること。 (住宅改修は対象外) ①障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。
	特殊便器	○	○	上肢障害 2 級以上。療育手帳 A で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。(住宅改修は対象外)
	火災報知機	○	○	障害等級 2 級以上または療育手帳 A である者及び精神障害児・者。	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザー等で知らせ得るもの。
	自動消火器	○	○	障害等級 2 級以上または療育手帳 A である者及び精神障害児・者。	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
	電磁調理器	○		視覚障害 2 級以上または療育手帳 A であって 18 歳以上の者。	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。
在宅療養等支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	○	○	視覚障害 2 級以上。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用屋内信号装置	○		聴覚障害 2 級以上。 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上、必要と認められる世帯。)	音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター・聴覚障害者用目覚時計・聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
	透析液加温器	○	○	腎臓機能障害 3 級以上で、自己連続携帯式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う障害児・者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	ネブライザー(吸入器)	○	○	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者。 (同程度の身体障害者の場合、医師の証明書が必要)	障害児・者が容易に使用し得るもの。
	電気式たん吸引器	○	○	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者。 (同程度の身体障害者の場合、医師の証明書が必要)	障害児・者が容易に使用し得るもの。

	酸素ボンベ運搬機	○		医療保険における在宅酸素療法を行う者。（医師の証明書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体温計（音声式）	○	○	視覚障害 2 級以上。（盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯。）	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体重計	○		視覚障害 2 級以上（盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		○	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。 （※人工喉頭と重複しての給付は行わない。）	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの。
	情報・通信支援用具（パソコン周辺機器アプリケーション等）	○	○	上肢または視覚障害 2 級以上で、当該用具を接続し、配置できる本体（パソコン）を所有する児・者。	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、単品で使用できるものを除く
	点字ディスプレイ（情報・通信支援用具を含む）	○		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	点字器	○	○	視覚障害 2 級以上。（※点字タイプライターと重複しての給付は行わない。）	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。
	点字タイプライター	○	○	視覚障害 2 級以上。（本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る。） （※点字器と重複しての給付は行わない。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	○	○	視覚障害 2 級以上。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	○	○	視覚障害 2 級以上。	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用拡大読書器	○	○	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の 上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。
	盲人用時計	○		視覚障害 2 級以上。	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	聴覚障害者用通信装置	○	○	聴覚障害児・者または発声・発語に著しい障害を有する者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用情報受信装置	○	○	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	聴覚障害者が容易に使用し得るもの
人工喉頭	笛式	○	○	音声機能若しくは言語機能障害またはそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な障害児・者で、人工喉頭を使用することにより発音が得られる者。 （※携帯	≪笛式≫呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 ≪電動式≫顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内
	電動式	○	○		

				用会話補助装置と重複しての給付は行わない。)	に導き構音化するもの。(電池または充電器を含む。)
	福祉電話(貸与)	○		難聴者または外出困難な身体障害者(原則として2級以上)	障害者が容易に使用し得るもの。
	ファックス(貸与)	○		聴覚または音声機能若しくは言語機能障害3級	障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	○	○	視覚障害児・者。	編集・校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの。
	点字図書	○	○	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。	点字により作成された図書。
排泄管理支援用具	紙おむつ	○	○	次のうちいずれかに該当する障害児・者。 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためのストマ用装具を装着することができない者。 ②先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある障害児・者で紙おむつ等の用具類を必要とする者。 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の診断書により必要性があると認められた者。	次のいずれかのもので、障害児・者が容易に使用し得るもの。 ①紙おむつ ②サラシ・ガーゼ・脱脂綿
	ストマ用装具(蓄便袋)(蓄尿袋)	○	○	人工肛門若しくは人工膀胱を設けている膀胱・直腸機能障害児・者。	ストマ用品であって、障害児・者が容易に使用し得るもの。(ストマ用品・・・皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のための使用する各種用品)
	収尿器	○	○	下肢または体幹機能障害2級以上で、常時失禁状態にある排尿機能障害児・者。	採尿器と蓄尿器で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具★	○	○	下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害児・者であって、障害等級3級以上の者。特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上の者に限る。(※借家等の場合は所有者の同意書が必要。その住宅につき1回限り。また、新築・増築は認められない。)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げるもの。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための通路及び床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え ⑥その他、前号付帯して必要な工事

- ※ 介護保険対象者は介護保険制度による給付・貸与とする。（★印の用具）
- ※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- ※ 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる障害が実施要綱に示すものと合致しない場合は、日常生活用具の給付としないものとする。
- ※ ストマ用装具・紙おむつについては、最大 4 箇月分まで給付できるものとする。

【別表 2】

難病患者等日常生活用具の種目等

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易にし得るもの。

2. 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、本人とその介護者の日常生活の便宜を図ります。

3. 補装具費支給事業

障害者及び障害児（難病患者等も含む）（「障害者等」という。）の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等の購入又は修理費用の一部又は全部を支給します。

（対象者）

補装具を必要とする障害者等の方

（補装具の種類）

主なもの・・・車いす、電動車いす、補聴器、義肢、歩行器、座位保持装置（児童）等

（利用者負担）

原則 1 割負担。ただし、下表のとおり所得に応じて一定の負担上限があります。

利用者世帯の階層区分	月額負担限度額
生活保護世帯の方	0 円
町民税非課税世帯の方	0 円
町民税課税世帯の方	37,200 円

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

4. 難聴児補聴器交付事業

軽度、中度の難聴のある児童に補聴器の購入費等の一部を支給します。

（対象者）

両耳の聴力レベルが 30dB 以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の方（所得制限あり）

（支給額）

購入費等の 3 分の 2（補聴器の種類ごとに上限額あり）

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

【障害者（児）の日常生活の支援】

*障害福祉サービス*****

障害者及び障害児（難病患者等も含む）（「障害者等」という。）に対し、その障害の程度等に応じて日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うサービスです。

（対象者）

障害者（児）等

（サービス）

サービスは、別表のとおり。

（利用者負担）

原則 1 割負担。ただし、負担が大きくなり過ぎないように、上限額の設定あり。

（相談窓口）

勝田郡地域生活支援センター虹（☎38-0161） 健康福祉部（☎38-7102）

【別表】障害者総合支援法による障害福祉サービス一覧

介護 給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、身体介護（入浴、排せつ、食事の介護）、家事援助（掃除・洗濯・調理・買物等）、病院への通院等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練 等 給付	グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
地域	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	地域移行支援	障害者支援施設の入所者又は精神科病院に入院している精神障害者に、地域生活へ移行するための支援を行います

相談支援給付	地域定着支援	単身等で生活する障害者に、地域生活を継続していくための必要な支援を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	勝田郡地域生活支援センター虹	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	日中一時支援	一時的に見守りなどの支援が必要な方に活動の場を提供します
障害児通所サービス	児童発達支援	未就学の障害児等に、日常動作の訓練や集団への適応訓練等を行います
	放課後等デイサービス	就学児に、生活能力向上の訓練や社会交流促進の支援を行います

***サービスを利用するには相談支援事業所の利用が必要です。**

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）****

障がい者等が事前に会員登録（入会・登録；無料）し、地域に住むボランティアさん（提供会員）の支援を受ける制度。（有料）

（対象者）

障害者とその家族

（援助の内容）

①外出・通院の付き添い②部屋の掃除・衣類の洗濯③買い物・薬の受け取り

④食事の準備・片づけ⑤身のまわりの世話⑥話し相手・安否確認など

*身体介助、専門的介護、金銭管理等、会員の自家用車への同乗は対象外

（利用者負担）

月～金曜日（祝日以外）午前7時～19時まで 1時間500円

上記以外の日にち・時間帯 1時間800円

（相談窓口）

勝央町ファミリー・サポート・センター（勝央町社会福祉協議会内）（☎38-2160）

【その他】

1. 身体障害者自動車改造費・運転免許取得費助成事業

身体障害者の就労等社会参加のために、自動車の一部を改造する際、又は運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

（対象者）

（１）自動車改造費助成

身体障害者（上肢、下肢又は体幹機能）で、自らが所有し、運転する車の操向装置及び駆動装置の一部を改造することにより、就労等社会参加が認められる方（５年間経過後、再申請可）

（２）運転免許取得費助成

身体障害者で、運転免許取得により、就労等社会参加が認められる方

※（１）、（２）ともに、所得制限あり。

（助成額）

（１）自動車改造費・・・上限額 100,000 円

（２）運転免許取得費・・・費用の 3 分の 2 以内の額で、上限額 100,000 円

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

2. 勝央町緊急通報システム事業

重度身体障害者等に対し、緊急通報システムを貸与することにより、日常生活における不安の解消と急病、災害時に迅速かつ適切な対応を図ります。

（対象者）

外出困難な重度身体障害者（身体障害者手帳 1. 2 級）で一人暮らしの方

（相談窓口）

健康福祉部（38-7102）

3. 生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

（対象者）低所得世帯、障害者世帯の方

（資金の種類）

総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金

（相談窓口）

町社会福祉協議会（38-2160）

4. 日常生活支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安がある方に対し、地域の中で安心した生活が送れるようにお手伝いをする制度です。

（サービス種類）

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等

（相談窓口）

町社会福祉協議会（38-2160）

5. 成年後見制度

知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ事が難しい場合があります。悪徳商法や自分に不利益な契約を結ばないように保護し、支援するサービスです。

（サービス内容）

判断能力の程度によって「後見」「補佐」「補助」の3種類があり、家庭裁判所で選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消す事で保護、支援します。

（申立てをすることができる人） 四親等内の親族等

（制度に関する説明や相談窓口）

勝央町役場健康福祉部（38-7102）

ポイント

「親なき後」の心配がないように子どもへ残した財産を守る制度です。揃えなければならない書類がとても多く、その書類の準備や手続きにとっても時間がかかります。（医師の意見書必要）

【税の控除と割引等】

取得した手帳の種別・等級によって受ける事のできる税の控除や割引等は違います。

税金の控除****

1. 所得税の控除

(対象者)

障害者、障害者の配偶者・扶養親族

(内容)

障害者控除：納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当するとき、一定の所得控除が受けられる。

(相談窓口)

津山税務署（0868-22-3147）

2. 住民税の控除

(対象者)

障害者、障害者の配偶者・扶養親族

(内容)

障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者扶養控除、同居特別障害者配偶者控除等が受けられる。

(相談窓口)

税務住民部（38-3114）

3. 相続税の控除

(対象者・内容)

障害者の方が相続した場合、税額から、年齢及び級に応じた額が控除されます。

(相談窓口)

津山税務署（0868-22-3147）

4. 贈与税の控除

（対象者）特別障害者の方

（控除額）特別障害者に対し、信託契約に基づき財産の信託があったときは、6,000 万円までは贈与税がかからない。

（相談窓口）津山税務署（0868-22-3147）

5. 自動車税・軽自動車税の減免

（対象者）

障害者とその介護者の方

（内容）

（1）運転者が障害者本人のときは、使用目的は問わない。

（2）運転者が障害者と同居の家族のときは、障害児や障害者の生業（通院・通学・通勤）のため週1回または月4回以上利用している証明書が必要。

（相談窓口）

内容によって、窓口が異なるので注意してください。※障害の程度に制限あり。

内 容	相談窓口
自動車税（環境性能割）	備前県民局税務部分室（086）286-8770
自動車税（種別割）	美作県民局税務課（0868）23-1272
軽自動車税（環境性能割）	備前県民局税務部分室（086）286-8770
軽自動車税（種別割）	税務住民部 38-3114

6. 障害者等の非課税貯蓄制度

（対象者）身体障害者の方

（内容）預金・公債・郵便貯金等のそれぞれ元本が350万円までの利子に対して税金がかからない。

（相談窓口）津山税務署（0868-22-3147）・金融機関の窓口

交通・移動の援助****

1. JRの運賃割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 50%割引 (片道 100km を越える区間)

介護者同伴 : 50%割引 (距離制限なし) ※第2種の方は介護者割引なし

(相談窓口) JR西日本お客様センター (06-4960-8686) (0570-00-2486)

2. バス、旅客船の運賃割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 50%割引

介護者同伴 : 50%割引 ※第2種の方は介護者割引なし

(相談窓口) 宇野バス (086-225-3311) 中鉄バス (086-250-1131)

美作共同バス (0868-75-3132) JR バス (06-6371-0121)

両備フェリー (086-274-1222) 小豆島フェリー (0863-21-3540)

3. 航空運賃の割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 本人のみ : 割引有

介護者同伴 : 割引有 ※第2種の方は介護者割引なし

※割引率は各航空会社、路線により異なる

(割引情報) ANA ホームページ <https://www.ana.co.jp/>

JAL ホームページ <https://www.jal.co.jp/>



4. タクシー運賃の割引

(対象者) 障害者とその介護者の方

(控除額) 10%割引

(相談窓口) 各タクシー会社 英田交通 (0868-72-1120)

安全タクシー (0868-72-0304)

5. 有料道路の割引

(対象者) 身体障害者、知的障害者、重度障害者の介護者の方

(割引率) 本人が運転するとき : 50%割引 (第1種・2種ともに)

介護者が運転するとき (本人同乗) : 50%割引 (第1種のみ)

※重度の範囲…JR旅客運賃割引制度で規程する第1種と同じ

※2年ごとの更新が必要。

(相談窓口) 健康福祉部 (38-7102)

6. 勝央町福祉バス

勝央町内の公共施設や病院、学校等への利便性を図るとともに、一般の人や交通弱者の社会参加を促進し、町の活性化を図ることを目的に運行しています。

(運行ルート)

町内を2コースに分け、勝央町総合保健福祉センター発着で運行。フリー乗降。

※但し、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は運休。

(利用者負担)

無料

(窓口)

健康福祉部 (38-7102)



7. ほっとパーキング制度 (駐車スペースの利用)

(対象者) 次のいずれかの方 (歩行が困難な方)

身体障害者 (対象とならない障害・等級あり)、知的障害者 (療育手帳 A)、

精神障害者 (1級)、高齢者 (要介護1以上)、難病患者、妊産婦、けが人 (診断書要)

(利用方法)

市町村または県の機関で申請し、①や②のような利用証を受け取る。

③の看板がある公共の駐車場で利用可能。駐車時にルームミラーに掛ける。

(窓口)

健康福祉部 (38-7102) または岡山県機関

③

①



身体障害者、
知的障害者、
精神障害者、
難病患者、
高齢者等用

②



けが人、
妊婦等用
(期限付きで
交付されます。)



*公共料金等の割引*****

1. NHK放送受信料の割引



(対象者)

障害者の方

(控除額)

全額免除：障害者のいる世帯で生活保護を受けている世帯
または市町村民税非課税世帯

半額免除：下記の方が世帯主で受信契約者のとき

1. 視覚障害または聴覚障害 1級～6級
2. 身体障害者 1級, 2級
3. 療育手帳 程度 A
4. 障害者手帳（精神）1級

(相談窓口)

健康福祉部（38-7102）、NHK岡山放送局（086-214-4740）

2. 携帯電話料金の割引



(対象者)

障害者の方

(相談窓口)

NTTドコモ	携帯電話から	151	一般電話から	0120-800-000
au by KDD I	携帯電話から	157	一般電話から	0077-7-111
ソフトバンクモバイル	携帯電話から	157	一般電話から	0800-919-0157

令和6年4月制作

勝央町役場 健康福祉部

〒709-4334 勝田郡勝央町平 242-1

☎0868-38-7102 FAX0868-38-7103